

懲戒処分書

事務所 新潟県上越市大潟区土底浜1083番地1
住所 新潟県上越市大潟区土底浜1083番地1
司法書士 石塚 晴夫
生年月日 昭和24年6月30日

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

令和元年7月31日から起算して2か月間の業務停止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

被処分者の行った行為について、次の事実が認められる。

1 債務整理事件における受任事件の放置について

(1) 被処分者は、平成20年3月8日、■■■■（以下「仲介者」という。）の紹介で、■■■■（以下「依頼者」という。）から消費者金融会社（以下「金融会社」という。）に係る債務整理事件（以下「本件債務整理」という。）を受任し、平成20年5月15日から同年7月3日までの間に金融会社4社と過払金返還の和解をした。

被処分者は、過払金264万円のうち、依頼者への返還金として、143万6500円を仲介者に送金したが、仲介者から依頼者に返還金は支払われなかった。

(2) 被処分者は、上記(1)の金融会社との和解成立後、過払金を受領したことを依頼者に報告せず、かつ、本件債務整理に関する着金確認など必要な経過報告を怠り、平成26年3月14日、依頼者から、新潟県司法書士会（以下「司法書士会」という。）に対して本件債務整理に係る紛議調停請求を申し立てられた。

(3) 被処分者は、司法書士会紛議調停委員会（以下「調停委員会」という。）から和解案を提案されたが、和解案には応じず、平成26年9月25日、依頼者と示談し、同年10月1日、示談金170万円を支払った。



- (4) 上記(1)から(3)までのとおり、被処分者は、少なくとも、最後に過払金を受領した平成20年7月3日から示談金を支払った平成26年10月1日までの約6年間、依頼者に対する清算事務を行わなかった。
- (5) 被処分者は、司法書士会網紀調査委員会（以下「網紀委員会」という。）から調査のために4回にわたって出頭を求められたにもかかわらず、出席したのは平成26年12月18日の1回のみで、2回は理由もなく無断で欠席し、網紀委員会から提出を求められた資料も提出しなかった。
- また、当局における調査においても、被処分者の供述を裏付ける資料の提出を求めたにもかかわらず、提出しなかった。
- 2 民事法律扶助業務における被援助者からの報酬の受領について
- (1) 被処分者は、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）と民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約（以下「基本契約」という。）を締結した司法書士であり、法テラスとの基本契約締結後、18件の民事法律扶助業務に係る事件（以下「事件」という。）の援助開始決定を受け、そのうち17件について法律扶助に基づく立替金が被処分者の口座に振り込まれた。
- (2) 被処分者は、上記(1)の18件の事件のうち、少なくとも2件について、基本契約条項第24条及び日本司法支援センター業務方法書第45条に違反し、法テラス地方事務所長の承認なく、直接、被援助者から報酬金等46万6250円を受領した。
- (3) 被処分者は、上記(2)以外に、法テラスが行った調査で判明している3件の立替金以外の報酬金約18万円についても、返金しなかった。
- (4) 被処分者は、上記(2)のほか1件については、破産申立ての書類作成の依頼を受けている被援助者■■■■（以下「■■■氏」という。）から、報酬ではなく被処分者の補助者に対する借入金の返済として、約20万円受領しており、また、補助者の供述や■■■氏の回答によれば、■■■氏に対する対応は補助者が中心に行っており、被処分者は対応しなかった。
- (5) 被処分者は、上記(2)の基本契約条項第24条等に違反したことにより、平成28年2月23日から2年間の民事法律扶助業務に係る各種契約の効力の停止措置を受けた。

第2 処分の理由

第1の事実は、当局及び司法書士会の調査並びに被処分者の供述から明らかである。

- 1 第1の1の事実によれば、被処分者は、依頼者から申立てがされるまで、依頼者に対し一切対応することなく、約6年間にわたって、清算手続を行わなかつ



ったものであり、さらに、調停委員会及び綱紀委員会にも非協力的であるなど、被処分者のこのような行為は、司法書士法施行規則第29条（領収書）、新潟県司法書士会会則第52条（会員の調査受忍義務）、同会則第89条（依頼事件の処理）、同会則第92条の2（預り金の取扱い）、新潟県司法書士会預り金の取扱いに関する規則第3条（保管方法）、同規則第4条（通知義務）、同規則第6条（明細書等の交付）、同規則第7条（清算義務）、司法書士倫理第21条（事件の処理）及び同第38条（事件の終了）の各規定に違反する行為であって、実質的被害が回復されたことを斟酌したとしても、その責任は重いとわざるを得ない。

- 2 第1の2の事実によれば、被処分者は、補助者への指導も十分でなく、報酬が廉価であることを理由に費用の立替えを行う法テラス民事法律扶助制度の趣旨を逸脱した重大な契約違反となる行為をしたにもかかわらず、被援助者への返金処理を行わなかったものであり、さらに、反省している様子もないなど、被処分者のこのような行為は、新潟県司法書士会会則第52条（会員の調査受忍義務）、同会則第103条（補助者等の使用責任）、司法書士倫理第23条（公正を保ち得ない事件）、同第24条（公正を保ち得ないおそれ）に違反する行為であって、その責任は重い。
- 3 以上のとおり、被処分者の非違行為は多岐にわたっており、新潟県司法書士会会則第81条（品位の保持）、同会則第100条（会則等の遵守義務）及び司法書士法第23条（会則の遵守義務）に違反し、ひいては同法第2条（職責）にも違反するものであり、いずれにおいても、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行うべき職責を有する司法書士としての自覚を欠き、司法書士に対する国民の信頼を甚だしく損なう悪質なものである。
よって、司法書士法第47条第2号の規定により、主文のとおり処分する。

令和元年7月31日

新潟地方法務局長 新井 浩 司

